

阿見町入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領

(目的)

第1条 この要領は、阿見町(以下「町」という。)が行う入札・契約事務に関し、職員が受ける不当な情報提供要求及び不当な働きかけへの対応について必要な事項を定め、組織としての適切な対応を徹底するとともに、入札・契約事務の公平性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 町職員であって地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同法第3条第3項第2号に規定する嘱託員をいう。
- (2) 入札・契約事務 町が発注する建設工事、業務委託、製造の請負及び物品の購入等に係る入札又は契約に関する事務をいう。
- (3) 不当な情報提供要求 入札・契約事務に係る次に掲げる情報のうち、非公表又は公表前のものの提供を職員に対して不当に要求する行為をいう。
 - ア 競争入札等の参加者数及び参加者名称
 - イ 予定価格
 - ウ 設計金額
 - エ 最低制限価格
 - オ 低入札価格調査基準価格
 - カ 総合評価競争入札に係る技術評価点
 - キ その他入札又は契約に関する情報のうち、公表することにより公平・公正な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの
- (4) 不当な働きかけ 入札・契約事務の公平・公正な執行を損なうおそれがある行為又は公平・公正な入札・契約事務を確保するうえで不適当な行為を行うことを職員に対して不当に要求する行為をいう。
- (5) 不当な情報提供要求等 不当な情報提供要求及び不当な働きかけをいう。

(不当な情報提供要求等への対応)

第3条 職員は、不当な情報提供要求等及びその疑いのある要求に対しては、回答し、及び応じてはならない。

- 2 職員は、不当な情報提供要求等及びその疑いのある要求に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。
- 3 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認し、その者に対して不当な情報提供要求等記録簿(様式第1号。以下「記録簿」という。)を作成する旨及び記録した内容を公表することがある旨を告知するもの

とする。

(記録及び報告)

第 4 条 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求を受けたときは、速やかに記録簿を作成し、当該職員が所属する課等の長(以下「所属長」という。)に当該記録簿を提出して報告しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を行った職員に対し、必要な助言又は指示を行うとともに、当該記録簿によりその直属の部長及び管財課長に報告しなければならない。

3 職員は、記録簿を作成するときは、事実には誤りがないよう正確に記載するものとし、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求を行った者から記録内容について確認を求められたときは、記録簿を提示するものとする。

4 職員は、前項の規定による提示の結果、訂正を求められた場合において当初の記録内容が錯誤又は事実誤認によるものであると判断したときは、所属長と協議の上、協議内容を訂正して、再度提示するものとする。

5 前各項の規定は、課等の長以上の職にある職員が不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求を受けたときについて準用する。この場合において、前項中「所属長」とあるのは、「直属の部長」と読み替えるものとする。

(不当な情報提供要求等の処理)

第 5 条 管財課長は、前条第 2 項の規定による報告を受けたときは、総務部長に報告するものとする。

2 報告を受けた総務部長は、当該報告の内容が不当な情報提供要求等に該当するか否かについて、関係職員から事実関係の報告を求め、当該報告の内容が不当な情報提供要求等に該当する可能性が高いと判断した場合には、意見を記録簿に付記するとともに町長及び副町長に報告を行うものとする。

(必要な措置の実施)

第 6 条 町長は、前条第 2 項の規定により、不当な情報提供要求等であると報告を受けたときは、当該不当な情報提供要求等の内容について、不当な情報提供要求等一覧表(様式第 2 号)により公表するものとし、その内容に応じて必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、不当な情報提供要求等を行ったと認められる者が、有資格者名簿に登載されている者であるときは、阿見町建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成 12 年阿見町告示第 39 号)に定めるところにより指名停止措置を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

報 告	町長	副町長	総務部長	管財課長	担当部長	所属長	報告者

不当な情報提供要求等記録簿

記録者	所 属	部	課	職氏名
日 時	年 月 日 () 時 分頃～ 時 分頃			
方法等	<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他 () 場所 ()			
相手方	氏 名			
	所属等	所在地		
		名称		
		連絡先		
不当な情報提供要求の内容				
対応内容				
告 知	<input type="checkbox"/> 相手方へ告知済 (<input type="checkbox"/> 相手方の了解済 相手方の了解なし) <input type="checkbox"/> 相手方へ未告知 (理由 :)			
内容確認	<input type="checkbox"/> 相手方から内容確認要求あり <input type="checkbox"/> 相手方から内容確認要求なし			
総務部長意見	<input type="checkbox"/> 不当な情報提供要求に該当 <input type="checkbox"/> 不当な情報提供要求に該当しない (理由 :)			

様式第 2 号(第 6 条関係)

不当な情報提供要求等一覧表

年 月 日公表
総務部管財課

番号	不当な情報提供 要求を受けた日	担当所属	不当な情報提供 要求等の内容	相手方
1	年 月 日	部 課		
2	年 月 日	部 課		
3	年 月 日	部 課		
4	年 月 日	部 課		
5	年 月 日	部 課		